

2 節 自殺に至った背景・要因

当該生徒が自殺に至った背景・要因は、主に次にあげる事情等が複雑に重なったものであると判断した。

1 生徒（A君）の特性等について

A君は、他の生徒から「○くん」という愛称で親しまれ、みんなから愛される存在だった。幼少期より友人は多かったようである。本調査委員会が聴取を行った限りにおいても、A君のことを悪く言う生徒はほとんど存在しなかった。A君は他人を笑わせるのが得意であり、周囲にはいつも笑顔があふれていた。

A君は友人をとても大切にしていた。中学校に入学してからは、特に同じ野球部員たちと親密な関係を結んでいた。野球部ではエースピッチャーを務め、家庭でも自主練習を行うなど、野球に対する高い積極性が認められる。

野球はA君にとって生きがいの一つであることは疑う余地がない。そのため、部活動指導教員であったW教員の判断により野球が続けられなくなることは、A君にとって多大な苦痛を自覚することにつながったと思われる。また、A君自身が学校生活で何らかの問題を起こすことで試合に出られなくなるなど、他の部員たちに迷惑をかけることも、極度に恐れていた様子が見受けられる。根拠が記載されておらず、どのように判断されたのか不明である

A君にはまじめでストイックな面があったようである。別室指導が行われた際にも、自分の言葉でしっかりと反省文を書くことができていた。

箒を折った件で指導を受けた10月25日には、「①自分の行動を考えて、がまんすること、②注意されたことを、素直に聞くこと、③物に当たらないこと、④かくしてにげないこと、この四つを忘れずに、生活します」（注：番号は調査委員会が追記）と、今後の学校生活に関する決意を述べている。しかし、10月29日にカボチャを廊下に置いたことについて、Z教員に自分が置いたということを正直に言うことができなかった。Z教員には「もう知らない、W先生に言う」と言われ、野球が続けられなくなることへの不安が極度に高まった可能性が考えられる。同時に、自分で自分が立てた決意を裏切ることになってしまったことで、自責感が高まり、「死んだほうがええんかね」という言葉を発するに至った可能性も考えられる。なお、

アンケートからは「ガラスのハート」を持っていたという報告も認められた。A君は、一見やんちゃで元気に見えるが、実際には傷つきやすい繊細な心理的特性を持っていたのかもしれない。

A君は、Z教員以外にも複数の教員から注意を受けることがたびたびあった。しかし、A君は、なぜ自分だけが注意されるのか、納得していなかった。このことが、学校生活において問題となるような行動を繰り返し、注意されるような事態を何度も引き起こしてしまった一因になっている可能性が考えられる。なぜ自分だけが注意を受けるのか、不公平感を強く自覚していたのである。しかも、注意を受けた後に、W教員に報告されることもあった。W教員に報告されるたびに、野球が続けられなくなるのでは

反省文から
「ストイック」という認定？根拠として乏しい

再発防止の約束、展望である

一方的に叱責を受けているA君は自分がいくら反省や努力しても教員たちには理解してもらえないという絶望感から発せられた可能性はないのか

陳情書
(力)

⑯

12ページ10/25
別室指導中の様子が記載

⑯

A君にはまじめでストイックな面があったようである。別室指導が行われた際にも、自分の言葉でしっかりと反省文を書くことができていた。

箒を折った件で指導を受けた10月25日には、「①自分の行動を考えて、がまんすること、②注意されたことを、素直に聞くこと、③物に当たらないこと、④かくしてにげないこと、この四つを忘れずに、生活します」（注：

番号は調査委員会が追記）と、今後の学校生活に関する決意を述べている。

しかし、10月29日にカボチャを廊下に置いたことについて、Z教員に自分が置いたということを正直に言うことができなかった。Z教員には「もう知らない、W先生に言う」と言われ、野球が続けられなくなることへの不安が極度に高まった可能性が考えられる。同時に、自分で自分が立てた決意を裏切ることになってしまったことで、自責感が高まり、「死んだほうがええんかね」という言葉を発するに至った可能性も考えられる。なお、

アンケートからは「ガラスのハート」を持っていたという報告も認められた。A君は、一見やんちゃで元気に見えるが、実際には傷つきやすい繊細な心理的特性を持っていたのかもしれない。

A君は、Z教員以外にも複数の教員から注意を受けることがたびたびあった。しかし、A君は、なぜ自分だけが注意されるのか、納得していなかった。このことが、学校生活において問題となるような行動を繰り返し、注意されるような事態を何度も引き起こしてしまった一因になっている可能性が考えられる。なぜ自分だけが注意を受けるのか、不公平感を強く自覚していたのである。しかも、注意を受けた後に、W教員に報告されることもあった。W教員に報告されるたびに、野球が続けられなくなるのでは

思春期の子どもは誰もが傷つきやすく「ガラスのハート」を持っていると思われるが、報告を受け専門家がA君の特性として納得され記述したのか

⑯

陳情書
(工)

日常的に行われていた、A君が問題となるような行動を繰り返し、注意されるような事態を何度も引き起こしてしまった一因になった指導こそが背景要因ではないのか。その原因となった注意は何なのか、なぜA君だけが注意されることになっていたのか、なぜ納得できなかつたのか明らかにしそのなかから課題を見つけなければ、再発防止に活かされない。

18ページの「部活動指導教員であったW教員の判断により野球が続けられなくなることは、A君にとって多大な苦痛を自覚することにつながった」という判断はなぜまとめて記述しないのか。A君は、かぼちゃの件で他の部員に何の迷惑をかけたというのか。責任を感じているならば、なぜ、B君、C君、E君、F君に迷惑をかけたと謝罪していないのか。なぜ、皆に一番迷惑をかける自殺に至ったのか調査委員会の判断が疑問である。

ないかという不安を感じていたと思われる。

(24)

以上をまとめると、A君は教職員からの指導に対して強い不満を持っており、W教員に報告されることで野球が継続できなくなり他の部員に迷惑をかけることを極度に恐れていたと思われる。T. E. Joiner の『自殺の対人関係理論』では、このような心理状態を「所属感の減弱」、「負担感の知覚」と呼び、これらが自殺を引き起こす要因となることを指摘している。また、このような苦しさを、他人に普段からあまり相談することができていなかつたことも、自殺に至った背景要因の一つとして考えることができる。自殺を決行した10月29日には、2名の野球部員に自殺を示唆する言葉を漏らしているが、それ以外に、A君から本人のつらい状況について相談を受けた生徒は存在しなかつた。他人に自分の悩みを打ち明けられない背景には、他人に自分の弱いところを見せられない、他人に負担をかけたくないなどの思いが存在する可能性がある。また、自殺以外の解決方法がまったく思い浮かばなくなるという心理的視野狭窄により思考停止状態に陥り、他人に相談することができなくなってしまった可能性も考えられる。本節の冒頭で述べたように、A君と家族や友人たちとの関係は、決して悪いものではなかった。にもかかわらず、A君が他人に悩みを打ち明けられなかつたのは、A君のまじめでストイック、他人思いで繊細であるという特徴、心理的視野狭窄により思考停止状態に陥ってしまったことなどが関係している可能性が示唆される。

当、A君は3回もSOSを出している。4人の教員に指導されており、部活にも参加させてもらはず他の生徒から隔離された状態となっており物理的にいつ相談できたのか疑問である。

(25)

なお、A君には学校内外で他の生徒からいじめを受けていたという事実は一切確認することができなかつた。

2 学校の指導について

(1) 生徒理解に基づく指導

資料No.17【12月18日(火)1校時野球部2年生生徒(9人)との話に】Z教員から陰湿な指導を受けていたと証言がある

(26)

生徒指導を進めていくうえで、その基盤となるのは生徒一人一人の生徒理解の深化を図ることが重要である。

本件に関しては、10月5日、文化祭前日の掃除の説明時、Z教員はA君及びB君が笑ったとして指導をした。しかし、A君は当初「笑っていない」と主張していた。A君の特性として無意識に笑顔になることもあるが、Z教員は「笑った」と判断したことで両者の認識に齟齬が生じ、A君を納得させる指導になつていなかつたと推察される。

10月29日、A君がカボチャを廊下に置いたことへの指導において、こうした事案の場合、「いじめ」の兆候である場合もある。Z教員はこの行為がこれに当たる可能性があると判断し指導を行つたと思われる。

しかしながら、A君が「僕のじゃないです(僕、何も知りません)」と発言したことに対して、「正直にすぐに言えなかつた」ことを、前回の反省がいかされていないことと重ね合わせ、指導を行つた。その際、A君の特性や心情等を十分に理解せず一方的に指導したと思われる。その後、Z教員から担任のX教員とW教員へ、W教員から部活動顧問のY教員へこの事案の内容が伝えられた。W教員は、A君を入学当初から1

10月30日面談
10月22日アンケートで当日より前に指導の後に「死にたいと」発言があつたと生徒が証言している。

陳情書
(イ)

Z教員に聴取し、Z教員の情報として記述されるべきである。C君自身が息子の行動を「いじめ」と受け止めたのかが重要であり、「いじめ」でないであれば、憶測を伴つた一方的な指導であったと考える。この内容は、A君の自殺とは関係が無いので可能性だけで記述するのは疑問である。

年間半、部活動の指導を続けており、信頼関係を構築していると考えていたように思われるが、最後にA君から話を聞いたY教員等と同様、その時のA君の心情や背景を理解し、共感的にともに乗り越えていこうとする姿勢をもった指導が弱かったことが推察される。

これらのことから、本事案に関与した教員には、前節で述べたようにA君の特性等や背景、また、その場、その時の状況や生徒の心情等を踏まえ、生徒を納得させる指導が必要であったところである。また、指導の際には、思春期の傷つきやすい子どもに配慮した適切な言葉遣いで語りかけることが大切である。

(2) 生徒指導体制・教育相談体制

生徒一人一人に対して、組織的な生徒指導を開いていくためには、一貫性のある生徒指導を行うことができる校内指導体制を確立することが重要である。また、生徒の悩みを見過ごすことなく、できるだけ早期に発見し、悩みが深刻化しないようアドバイスや声かけを組織的に行う相談体制を構築することが大切である。

本件に関しては、10月24日、A君が箒を折った件の指導においては、器物破損でありながら、軽微な案件と判断し、教頭と2学年部の一部だけの対応で終わっている。本人、関係生徒及び教員等からの聞き取り等による事実及び問題の背景等の把握が十分ではないために、全教職員による共通理解と組織的な対応ができていなかったと思われる。この段階で、本事案が引き起こされた原因等に迫り、学校としての今後の指導方針が確立され、教職員に共通理解がなされていれば、以降の関係教員による指導方法は異なっていたと推察される。

また、本件の一連の指導経緯から、教員とA君は、様々な場面を通して信頼関係を深める機会はあったが、一方的な指導が行われることが多く、生徒の心情に寄り添い、生徒の悩みを打ち明けさせるなどの相談体制が十分ではなかったと思われる。

さらに、本校の生徒指導規程については、その内容の関係者への周知が徹底していたとは言えず、生徒指導主事を中心とした生徒指導体制が十分に機能していなかったと推察される。

なお、下校時刻を過ぎてまでA君を納得させようと指導したことについては、保護者へ連絡するなどの配慮が必要であったと考えられる。

(3) 野球部における指導体制

野球部では、野球経験のあるW教員が監督として主に技術的指導を行い、顧問のY教員が、メンタル面を含めた他のサポートなどの指導を行っていた。従って、W教員が野球指導に関して厳し目の声掛けや指導を行った場合には、Y教員において部員の心情に寄り添ったフォローが適切に行われることが期待されるところである。10月29日当日は、Y教員が出張から帰って間がなく、両教員の間で十分な連携が行われず、結

学校生活において指導を受けた時には、部員はどの様なルールで顧問へ報告し、どういった指導がなされていたのか具体的な記述がない。

(28)

やる気を失うだけではなく「所属感の減弱」、「負担感の知覚」を受けている。A君や他の部員が日常からどのような不適切な声掛けをされていたのかしっかりと記述するべきである。

果的にA君へのフォローアップが十分でなかったものと思われる。

また、日頃の指導体制として、W教員は、部活動も教育の一環として、日々の学校生活をきちんと行えることが前提と理解した上で指導を行っていたことが認められる。このこと自体は正当であるが、さりとて、やる気を失わせる声掛け等を行うことは適切ではない。野球指導において高いレベルの技術指導を行うことは望ましいが、中学校の部活動における指導はクラブチームのそれとは異なり、あくまで教育の一環であることが銘記されるべきである。日頃から指導体制等については、保護者会等をも活用しながら、指導者と部員・保護者との間で相互理解しあえる環境であることが望ましい。

(4) 自殺当日の指導

陳情書
(ウ)

自殺当日の朝、A君は靴を新調し、バットのグリップテープを張り替え、友人に「今日から自分で起きる」と発言している。これらを考慮すると、A君は10月24日の指導を踏まえて、気持ちを入れ替え、前向きに中学校生活を送ろうという思いを胸に登校したものと推察される。

陳情書
(オ)

6時限目(～15:15)までは特に問題なく学校生活を送っていたが、6時限後の休憩時間中(15:15～15:20)にZ教員が廊下の真ん中にカボチャが置いてあることを発見した。このとき、Z教員はA君の「僕のじゃないです(僕、何も知りません)」という発言に注目し、「正直にすぐに言えなかつたこと」と「器物損壊の件を反省していない」ことなどを結びつけ、カボチャが置かれていたことを叱るのではなく、正直に言えなかつたことを叱る指導になってしまっていたと思われる。さらに、Z教員の「W先生に言う」という発言は、A君に野球が続けられなくなるという不安感を喚起させた可能性が高い。

具体的な時間は特定できなかったが、15:40からのホームルーム中またはホームルーム開始直前から、A君は机にうつぶせになり泣いていた。また、B君に対して「死んだほうがええんかね」という自殺企図を疑わせる発言が認められている。これらのことから、A君がこの日にはじめて自殺を考えるに至った時期は、Z教員の指導後ということになる。

Z教員から連絡を受けたX教員はホームルーム後にA君と面談したが、なぜ正直に言えなかつたのかについて本人の気持ちや思いを傾聴するような対応をとることができなかった。

その後、部活の準備の際に、E君に「死んだほうがええんかね」と発言している。『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』(文部科学省)では、「友だちに『死にたい』と打ち明けられたら、信頼できる大人につなぐ」ことが子どもに必要な自殺予防の知識の一つとして取り上げられている。調査委員会が確認できた限りでは、A君はこの日数回自殺をほのめかす発言を行っている。もし学校において自殺に関する知識を生徒に十分教育することができていたら、A君のSOSサインが他の生徒から教員に即座に伝えられ、A君の自殺を回避することができた可能性

がある。

A君は、部活のウォーミングアップ中にW教員に呼び出された。このときの具体的な会話の内容についてはW教員からの情報しか得ることができなかつたが、W教員もA君がカボチャを置いたことをなぜ正直に言えなかつたのかについて、本人の気持ちや思いを傾聴するような対応をとることができていなかつた。さらに、自殺企図が高まつていたA君にとって、「帰れ」という言葉は、野球部というA君にとって重要な集団から排除されてしまつたという認知を醸成した可能性がある。『自殺の対人関係理論』では、このような心理状態を「所属感の減弱」と呼び、自殺につながる要因の一つとして取り上げている。実際、そのあとA君は家に帰ることなく、ロープの置いてある倉庫へと足を運んでいる。

(29)

その後、倉庫に向かつたY教員も、他の教員と同様に、カボチャを置いたことをなぜ正直に言えなかつたのかについて、本人の気持ちや思いを傾聴するような指導を行うことができなかつた。Y教員が倉庫に入った際に、A君はロープをいじっていたことから、この時点で縊首を考えていた可能性が高い。もしY教員が『教師が知つておきたい子どもの自殺予防』に掲載されているような子どもの自殺直前のサインについて熟知していれば、TALK (Tell-Ask-Listen-Keep safe) の原則に従つて、本人の気持ちや思いを傾聴するような関わり方をすることができただろう。教員に対する自殺予防教育もさらに充実させる必要があるといえる。

(30)

W教員が発した、「部活をする資格がない」、「グランドに来る必要はない」という言葉は排除されてしまった言葉では無いのか。

「責任を取ります」と話したA君に対し、「そんな簡単に済ますな」という言葉はどういう意味を持つのか記述すべきである。

3 家庭環境について

両親はA君に厳しく接する面はあったものの、大変生真面目に子育てをされていた。小学校時代はソフトボール、中学校時代は野球で頑張るA君を両親ともに支えてきた。中学校に入りA君が問題行動を起こした際にも、学校との連携をすぐに持つなど、保護者として適切な対応を取られていた。

これらのことから、本調査委員会が調査した限りにおいて、特に家庭環境に大きな問題があつたとは断言することはできない。しかしながら、自殺に至る前にA君が自分自身のつらさを教職員や家族、親族などに相談することができなかつたことは残念である。

4 まとめ

当日の指導が決定的要因となっているのは明らかである

本調査委員会では、当該生徒が死に至つた背景・要因は、以上に挙げた

(33) 事情等が複雑に関係しており、その一部だけが決定的要因になつたと特定することは困難であると判断した。特に実際に指導に当たつた個別の教員達における、自殺へと至る寄与度の大小を細かく判定することはできなかつた。責任を追求することが目的ではないのであれば、調査委員会がする必要はない

(34) しかしながら全体として見ると、当日の一連の指導と自殺の発生との間には、他の目立つた介在事情は確認することができず、自殺の発生がこの一連の指導と関連性を有することは明らかであると思われる。但し、関わ

〔他の目立つた介在事情は確認することができず、自殺の発生がこの一連の指導と関連性を有することは明らかである。〕と、「当該生徒が自殺に至つた背景・要因は、以上に挙げた事情等が複雑に関係しており」という言葉に矛盾がある。

それまでの指導の経緯や意味について十分理解せず指導を続けたこと、A君に寄添い傾聴するような関わり方ができなかつたことが問題と考え記述するべきである。

適正且つ正当な理由とは何なのか不明である。具体的に記述が必要である。理由は何であれ、その結果、A君が亡くなっている。

(36)

った教員達の多くが、指導を受けて涙を流している姿や落ち込んでいる様子を認識しているものの、通常、そこから死の発生までを現実的に予見できたかという点については、連携不足や洞察力不足等といった問題を事後的に指摘できるとしても、当時の教員達にとっては困難なことであったと推察される。かろうじて、最後に生徒を見送ったY教員は、その状況から判断して、最も生徒の自殺企図に気づける可能性が高かったものと思われるが、W教員から指導を引き継いだ際に、それまでの指導の経緯や意味について十分理解していたかどうか疑わしい上に、自殺に与えた原因力という点では、ほとんど意味を持つ指導を行っていない。

(37)

こうしてみると、一連の指導は、生徒指導上の正当且つ適切な理由に基づいて行われたものであったにもかかわらず、その方法において、指導体制や教員間の連携、特に生徒の心情に寄り添い、元気づけるフォローアップ体制と指導した経緯と結果の共有化を図るフィードバックが不十分であったことや、個別の生徒理解を踏まえた指導となっておらず、生徒・教員間に誤解が生じており、結果的に当該生徒の納得が得られる指導とはならなかつたといえる。自殺は、こうした様々な事情等によって追い詰められた状態となり、絶望し、責任を感じたA君が、それ以前に仲間にSOSを

(38)

出していったものの最後まで誰にも心を開いて相談することができず、また、教員から生徒の心情に寄り添い、生徒の悩みを打ち明けさせるような指導が行われなかつたため、心理的視野狭窄状態となり思考停止状態に陥り、自分なりに決着を付けようと考えた結果もたらされたものであると結論づけられる。

なお、こうした事案においては、故人の名誉や遺族感情等へ十分配慮したマスコミ等への対応が求められることを付記しておく。

(39)

参考資料No.28「教師が知っておきたい子どもの自殺予防（文科省）」には信頼感のない人間関係では、子どもは心のSOSを出すことができません。と記述されている。A君は3回もSOSを出していることは心を開いていると言ふことである。

(40)

「心理的視野狭窄状態となり思考停止状態に陥った」と、「自分なりに決着を付けようと考えた。」という記述は矛盾しており結論になつてない。また、「自分なりに決着を付けようと考えた。」というA君が望んで死を選び自殺を行つたような判断はありえない。

(41)